

江田島市教育委員会会議録

令和6年3月18日（月）令和6年第5回教育委員会会議定例会を江田島市教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	10時00分
閉会	午前	10時21分

2 出席者（5名）

教育長	岡田 學
教育長職務代理者	三島 雅司
委員	小宇根 康典
委員	長坂 睦子
委員	長迫 香

3 出席説明員

教育部長	山井 法男
学校教育課長	黒小 大介
生涯学習課長	江郷 洋子
学校給食共同調理場総括場長	仁井 雄一
大柿自然環境体験学習交流館長	西原 直久

4 事務局

学校教育課 課長補佐兼総務係長	濱中 健三
-----------------	-------

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第13号 江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について
- (4) 議案第14号 江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について
- (5) 議案第15号 江田島市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について
- (6) 議案第16号 江田島市教育委員会の職員の任免について

7 議事の概要

○ 教育長

ただいまから、第5回江田島市教育委員会会議、定例会を開会します。
ただ今の出席委員は5名です。定足数（3名）に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
審議に入る前に、非公開議案について協議します。
日程第5議案第15号と日程第6議案第16号につきましては、人事に関する案件であることから、公開しないで審議することが適当ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。
議案第15号と議案第16号につきましては、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。
したがって、議案第15号と議案第16号につきましては、公開しないで審議することに決定しました。

○ 教育長

日程第1、「教育長報告」を行います。
議案書、2ページをお開きください。
「教育長報告」を行います。

(省略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので、今回は、小宇根委員にお願いします。

○ 教育長

日程第3、議案第13号「江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました議案第13号について説明します。

議案書、3ページをお願いします。

提案理由です。

学校運営協議会の設置にあたり、現行規則の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

4ページに改正条文を、5ページに「参考資料」として、新旧対照表を添付しておりますので、5ページをお願いします。

第42条第1項にかっこ書きを追加し、学校運営協議会を置いていない小中学校にのみ、学校評議員を置くこととします。

なお、施行日は、令和6年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第4、議案第14号「江田島市立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令案

について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました議案第14号について説明します。

議案書、6ページをお願いします。

提案理由です。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年広島県条例第5号）の一部改正に伴い、現行規程の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものです。

7ページから10ページに改正条文を、11ページに「参考資料」として新旧対照表を添付しておりますので、11ページをお願いします。

第6条の見出しを改正するとともに、第13項と第14項を追加して、「出生支援休暇」を取得する際の事務手続きを定めます。

合わせて、これに伴う申請様式を定めるものです。

これは、この度県条例が改正され、不妊治療などの「出生支援休暇」が新設されたことに、対応するものです。

なお、施行日は、令和6年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 小宇根委員

期間はいつまでですか。

○ 課長補佐

半年です。

○ 小宇根委員

給料はどうなりますか。

○ 課長補佐

無給です。

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

日程第5、議案第15号「江田島市教育委員会外部評価委員会委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

日程第6、議案第16号「江田島市教育委員会の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、全て終了いたしました。

次回の教育委員会会議は、4月15日(月)、午前10時00分から、教育委員会の会議室で予定しています。

他になければ、これで閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員